

官報

昭和二十七年三月二十五日

○第十三回 衆議院会議 第二十三号

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)	午後一時三十分間議
議事日程 第二十三号	○國議員岩本信行君(内閣提出)
第一 漁船損害賠償法(松田鐵藏君外十三名提出)	障費に關する緊急質問(西村榮一君提出)
第二 漁船損害賠償法施行法案(松田鐵藏君外十三名提出)	一般会計からする緑入金に関する法律案(内閣提出)
第三 一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする緑入金に関する法律案(内閣提出)	リソジウエイ大将の言明と安全保険費に対する緊急質問(西村榮一君提出)
第四 財産税等收入金特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)	日程第一 漁船損害賠償法(松田鐵藏君外十三名提出)
第五 資金運用部預託金利率の特例に関する法律案(内閣提出)	リソジウエイ大将の言明と安全保険費に対する緊急質問(西村榮一君提出)
第六 郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第二 漁船損害賠償法施行法案(松田鐵藏君外十三名提出)
第七 漁船再保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第三 一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする緑入金に関する法律案(内閣提出)
第八 漁船再保險特別会計法における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする緑入金に関する法律案(内閣提出)	日程第四 財産税等收入金特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)
第九 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第五 資金運用部預託金利率の特例に関する法律案(内閣提出)
第十 物品税法の一部を改正する法律案(佐藤平選君外四十名提出)	日程第六 郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
十一	船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案(内閣提出)
十二	ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本部及び地方自治府關係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出)
十三	統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
十四	昭和二十七年三月二十五日 業議院会議録第二十三号 リソジウエイ大将の言明と安全保険費に対する緊急質問

恩給法の特例に関する件の措置に關する法律案(内閣提出)

○國議員岩本信行君(内閣提出)

午後二時三十分間議

障費に關する緊急質問(西村榮一君提出)

リソジウエイ大将の言明と安全保険費に対する緊急質問(西村榮一君提出)

○國議員岩本信行君(内閣提出)

議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、西村榮一君提出、リソジウエイ大将の言明と安全保険費に対する緊急質問をこの際許可せらるることを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○西村榮一君 私は、共産党を除く野党各派が代表しましたとして、リソジウエイ大将の言明と安全保険費に対する緊急質問を政府に行いたいと思います。

昭和二十七年度予算案は、憲法の解釈におきましても、また財政法に対しましても、多くの疑義と不満が幾つござつたのであります。特に行政協定に伴う合衆国軍隊の駐留に要する防衛分担金並びに安全保険費につきましては、その金額と内容と取扱い方についておつたのであります。特に行政協定に付する合衆国軍隊の駐留に要する防衛分担金並びに安全保険費につきましては、その金額と内容と取扱い方についておつたのであります。すなまち、本日は明らかに財政法第三十二條、三十條、三十四條によつてから違反しております。すなまち、駐留

軍費は一括して陸海軍に手渡して、日本政府はその報償を受けるにとどまつておるのであります。しかし、現在の財政法におきましては、各省における費用の流用を嚴禁しているにとどまらず、さらに進んで、同一省内においても、部局の費用の流用を厳禁しましておるのであります。この財政法第三十二条、三十三条、三十四条を定められたゆえんのものは、かつては日本軍部の独裁下において、臨時軍事費の名目のもとに国費が費支され、しかもそれが戦争遂行の推進力となつたといふ苦い経験にかんがみまして、新憲法はこの財政法を定めたのであります。しかるに日本軍部の苦しき経験がかりて見ざる悪例を残すものと言わざりながら、外國の軍隊に対する、この財政法に違反してまで特例を設けるということは、明らかに政治的にも、わが國の憲法の解釈上におきまして、必ずしも國民全般が持つておつたのであります。

しかるところ、去る二十一日、リツシ・エイ・連合軍最高司令官が新聞社の代表と懇談されましたとき、「重要な聲明を発しておられます。それは、すでに諸君においても新聞でご存じになつておる通り、リツシ・エイ・大将いわく、「私はとしては、移転施設の建設費用は一切負担し、日本側にはひたすら負担させない方針でいる。もつとも米国の議会が移転施設の支出を認めてくれることが前提なのだが。」と声明しておられるのであります。これによつて明らかなることく、リツシ・エイ・大將は、びた一文も日本に移転いたしております。日本側はすでに予

算を計上いたしました。そこで、今度は參議院の予算委員会に出席、答弁申立てをおこなつておられます。(拍手)そこで私は現内閣の責任ある御答弁を頒わしたいことは、リツシ・エイ・大將がびた一文も日本に負担をかけない、これが二にかかつてアメリカ議会の意旨によるものであるということを明示せられておるにもかかわらず、日本政府はすでに予算として三百七億円を計上されたのであります。そこで私が現内閣に問わんとするところは、この三百七億円の移転役をいかなる理由によつて計上されたのであるか。すなわち、率直にお尋ねしたいことは、アメリカから要請されたのであるか、日本政府の自発的意旨によつて三百七億円を計上したのであるか、その支出を認められた真実の原因は奈何にあるかと云ふことを承らざるを得ないのであります。(拍手)

本政府の自発的意旨によつて三百七億円を計上したのであるか、その支出を認められるところは、トルーマン大統領並びにアチー・ノ・國務長官の公式声明によつて明瞭であります。それによつて明確であります。それは、官たるリツシ・エイ・大將の聲明をアメ

リカの公式の聲明として受取らざるを得ないのであります。(拍手)しかりといたしますならば、アメリカ側は、びた一文も日本に負担をさせないと聲明いたしております。日本側はすでに予

費は負担させないと聲明しておられました。しかし、これは過般の予算委員会におきまして、五百六十億円の安全保障諸費の中に、三百七億円――兵舎の建設が四十五坪、約三百億円、住宅が十二万坪、四十九億円、營舎、住宅等の敷地の購入費九十數万坪で五十億円、それに雜費を合せて三百七億円を安全保障諸費の中から支出いたしますということを明確に述べておるのであります。(拍手)そこで私は現内閣の責任ある御答弁を頒わしたいことは、リツシ・エイ・大將がびた一文も日本に負担をかけない、これが二にかかつてアメリカ議会の意旨によるものであるということを明示せられておるにもかかわらず、日本政府はすでに予算として三百七億円を計上されたのであります。そこで私が現内閣に問わんとするところは、この三百七億円の移転役をいかなる理由によつて計上されたのであるか。すなわち、率直にお尋ねしたいことは、アメリカから要請されたのであるか、日本政府の自発的意旨によつて三百七億円を計上したのであるか、その支出を認められるところは、トルーマン大統領並びにアチー・ノ・國務長官の公式声明によつて明瞭であります。それによつて明確であります。それは、官たるリツシ・エイ・大將の声明をアメ

リカの公式の聲明として受取らざるを得ないのであります。(拍手)しかりといたしますならば、五百六十億円の安全保障諸費の中に、三百七億円――兵舎の建設が四十五坪、約三百億円、住宅が十二万坪、四十九億円、營舎、住宅等の敷地の購入費九十數万坪で五十億円、それに雜費を合せて三百七億円を安全保障諸費の中から支出いたしますということを明確に述べておるのであります。(拍手)そこで私は現内閣の責任ある御答弁を頒わしたいことは、リツシ・エイ・大將がびた一文も日本に負担をかけない、これが二にかかつてアメリカ議会の意旨によるものであるということを明示せられておるにもかかわらず、日本政府はすでに予算として三百七億円を計上されたのであります。そこで私が現内閣に問わんとするところは、この三百七億円の移転役をいかなる理由によつて計上されたのであるか。すなわち、率直にお尋ねしたいことは、アメリカから要請されたのであるか、日本政府の自発的意旨によつて三百七億円を計上したのであるか、その支出を認められるところは、トルーマン大統領並びにアチー・ノ・國務長官の公式声明によつて明瞭であります。それによつて明確であります。それは、官たるリツシ・エイ・大將の声明をアメ

リカの公式の聲明として受取らざるを得ないのであります。(拍手)しかりといたしますならば、五百六十億円の安全保障諸費の中に、三百七億円――兵舎の建設が四十五坪、約三百億円、住宅が十二万坪、四十九億円、營舎、住宅等の敷地の購入費九十數万坪で五十億円、それに雜費を合せて三百七億円を安全保障諸費の中から支出いたしますということを明確に述べておるのであります。(拍手)

三三六

第三章 政府の再保険事業(第百四十二条第一項第一款)

第二章 漁船保険組合

3 設立準備会の議事は、出席した

第四章 漁船保険中央会(第百二十九條)

(目的) 第一節 通則

田から翌年三月三十日までとす
る。

前條第一項の目論見書に定める組
合員たる資格を有する者の過半数
の同意をもつて決する。

2 発起人は、農林大臣の要求があ
るときは、設立に關する報告書を
提出しなければならない。

第五章 保険料の負担及び補助金
の交付(第百三十九條)

第四條 漁船保険組合(以下「組合」といふ)は、組合員の所有する漁
船につき、漁船保険事業を行つこ
とを目的とする。

第十二條 この法律による漁船損
失補償に関する書類には、印紙税を課
さない。

第六章 稽明(第百四十四条)

第五條 組合は、法人とする。

第七章 総則(第百四十六条)

(組合の住所) 第六條 組合の住所は、その主たる

第一條 この法律は、漁船につき、
不慮の事故によつて生じた損害を
相償して、その復旧を容易にし、
もつて、漁業經營の安定に資する
ことを目的とする。

(漁船損害組合) 第七條 組合は、地域組合及び業態
組合とする。

第二條 漁船損害組合は、漁船保険
組合が行う漁船保険事業及び政府
が行う再保險事業により行う。

(登記) 第八條 組合の種類及び区域

第三條 この法律において「漁船保
険」とは、保険の目的たる漁船(漁
船法(昭和二十五年法律第百七十一
八号)第二條第二項漁船の定義)
に規定する漁船をいう。つき
滅失沈没、損傷その他の事故に
よつて生じた損害をてん補する相
互保険をいう。

(登記) 第九條 漁船損害組合は、特
殊保険及び普通保険とし、戦
争、変乱その他政令で定めるこれ
に連するものによる事故(以下「特
殊保険事故」という)を保険
する保険をいい、「特殊保険」と
は、特殊保険事故以外の事故(以
下「普通保険事故」という)を保険
する保険をいう。

第十條 組合の事業年度は、四月一
日から翌年三月三十日までとす
る。

第十一條 組合がこの法律に基いて
する登記については、登録税を課
さない。

第十二條 組合は、法人とする。

第十三條 組合は、一定の期間を
の間に、組合員の資格を有する者
のうち、地域組合にあつては五十人以上、
業態組合にあつては五人以上が發
起人とならなければならぬ。

(設立準備会) 第十四條 発起人は、あらかじめ組
合の区域及び組合員たる資格に関
する目論見書を作り、一定の期間
前までにこれを会議の日時及び場
所とともに公告して、設立準備公
開を開かなければならぬ。

第十四條 組合は、一定の期間を
の間に、組合員の資格を有する者
のうち、地域組合にあつては五十人以上、
業態組合にあつては五人以上が發
起人とならなければならぬ。

(組合の名称) 第十五條 設立準備会においては、前項の定
めに必要な事項の決定は、創立総会
の議決によらなければならぬ。

第十五條 発起人は、あらかじめ組
合の区域及び組合員たる資格に関
する目論見書を作り、一定の期間
前までにこれを会議の日時及び場
所とともに公告して、設立準備公
開を開かなければならぬ。

(組合の名称) 第十六條 発起人は、あらかじめ組
合の区域及び組合員たる資格に関
する目論見書を作り、一定の期間
前までにこれを会議の日時及び場
所とともに公告して、設立準備公
開を開かなければならぬ。

第十六條 組合の名称中には、「漁船
保険組合」という文字を用いなけ
ればならない。

(登記) 第十七条 組合は、一定の期間を
の間に、組合員の資格を有する者
のうち、地域組合にあつては五十人以上、
業態組合にあつては五人以上が登記する。

第十七條 組合は、一定の期間を
の間に、組合員の資格を有する者
のうち、地域組合にあつては五十人以上、
業態組合にあつては五人以上が登記する。

第十八條 組合は、一定の期間を
の間に、組合員の資格を有する者
のうち、地域組合にあつては五十人以上、
業態組合にあつては五人以上が登記する。

第十九條 組合は、一定の期間を
の間に、組合員の資格を有する者
のうち、地域組合にあつては五十人以上、
業態組合にあつては五人以上が登記する。

(組合の事業年度) 第二十條 組合は、一定の期間を
の間に、組合員の資格を有する者
のうち、地域組合にあつては五十人以上、
業態組合にあつては五人以上が登記する。

3 設立準備会の議事は、出席した
前條第一項の目論見書に定める組
合員たる資格を有する者の過半数
の同意をもつて決する。

(設立の認可) 第二十一條 組合は、主たる事務所の
所在地において設立の登記をする
ことによつて成立する。

2 発起人は、農林大臣は、前條第一項
の申請があつた場合において、左
の各号の一に該当せず、且つ、そ
の事業が健全に行われ公益に反し
ないと認められるときは、設立
の認可をしなければならない。

1 設立の手続又は定款若しくは
事業計画の内容が、法令又は法
令に基いてする行政の部分に
違反するとき。

2 発起人は、農林大臣は、前項の認可を
する規定については、この限りで
ない。

3 定款作成委員会が作成した定款の
承認、事業計画の設定その他の設立
に必要な事項の決定は、創立総会
の議決によらなければならぬ。

4 創立総会においては、前項の定
款を修正することができる。但
し、区域及び組合員たる資格に関
する規定については、この限りで
ない。

5 創立総会の議事は、組合員たる
資格を有する者でその会日までに
出席した前條第一項の目論見書に
定める組合員たる資格を有する者
のうち、地域組合にあつては五十人以上、
業態組合にあつては五人以上が出席し、その
半数以上が出席し、その
議決権の三分の二以上を過半数で決する。

6 前項の者は、書面又は代理人を
もつて議決権を行うことができ
る。

7 創立総会については、第二十
八條、第二十九條第二項及び第三項
並びに民法(明治二十九年法律第
八十九号)第六十六條表决権のな
い場合の規定を準用する。

(設立の認可の申請) 第二十二條 組合は、主たる事務所の
所在地において設立の登記をする
ことによつて成立する。

2 発起人は、農林大臣は、前條第一項
の申請に記載すべき事項
は、発起人は、登記なくその事務
所を運営しない場合は、その旨
を登記に記載しなければならない。

3 区域

4 事務所の所在地

5 事業

- 六、保険の目的及び保険料率
七、準備金の積立及び管理の方法
八、剩余金の処分及び不足金の処理に関する規定
九、組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
十、事業の執行に関する規定
十一、役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
十二、公告の方法
- 十三、存立の期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 十四、組合員たる資格
- 十五、組合員たる資格を有する者は、保険の目的たるべき漁船の所有者、当該組合の区域内に、その者の住所又は当該漁船の主たる根拠地があるものとする。
- (組合員たる地位)
- 第十九條 設立当時の組合員は、組合の定款で定める期間内に保険料の支拂をしなかつたときは、そのとき組合員たる地位を失つたときには、その者は、その時(定期)で別段の定をしたときは、その日(脱退)から組合員となる。
- (脱退)
- 第二十條 組合員は、三箇月前までに予告して、組合を脱退することができる。
- 二、組合員は、左の事由によつて脱退する。但し、第一号の場合につ

- いては、組合の定款で別段の定をすることができる。
- 第三節 組合員
- 第二十一條 組合員たる資格を有する者は、保険の目的たるべき漁船の譲受人か、第三十三條第一項の規定により当該漁船につき組合員の有する保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員となる。但し、組合が、同條第二項の規定により承継を拒んだときは、この限りでない。
- 第二十二條 前項の規定は、第三十三條第三項の規定による保険関係に関する権利義務の承継があつた場合に準用する。
- (除名)
- 第二十六條 除名の事由は、定款で定める。
- 2、除名は、総会の決議によつて行うものとする。この場合において、組合は、その総会の会日の七日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において、組合は、その総会の会日の七日前までにその組合員に対してもその旨を通知しなければならない。
- (保険の目的)
- 第三十條 保険の目的たるべき漁船は、総トン数一千未満の漁船として、業態組合における政令で定める漁業に從事する漁船であつて政令で定める総トン数以上のもとの、地域組合であつては業態組合の保険の目的となつてない漁船である。但し、地域組合であつては、業態組合の保険の目的となつてない漁船であつても、水産業協同組合以外の法人で常時使用す

- る従業員の数が三百人以上で、且つ、使用漁船の合計総トン数が三百トン以上のものが所有する政令で定まる総トン数以上の漁船については、京急で別段の定をした場合は、保険の目的とすることとする。
- 2、組合員は、組合を脱退したときも、脱退の日の属する事業年度五号までの規定により脱退したときは、第二十五條の規定に該当する場合は、第二十五條の規定により当該漁船につき組合員の有する保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員となる。但し、組合が、同條第二項の規定により承継を拒んだときは、この限りでない。
- 第三十一條 組合員は、各々一箇の譲渡権を有する。
- (譲渡権)
- 第二十九條 組合員は、定款の定めることにより、第六十二條第三項の規定によりあらかじめ通知の人をもつて譲渡権を行なうことができる。
- 2、前項の規定により譲渡権を行なう者は、川席者とみなす。
- 3、代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
- (漁船保険事業)
- 第三十二條 漁業協同組合の地区内にその住所を有し且つ政令で指定する漁船を所有する者(以下本條において「指定漁船の所有者」という。)の組員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により指定漁船の所有者はすべてその所有する当該漁船の全部につき普通保険で保険の目的たるべきものにつき普通保険に付することに關し前項の組合員からその所有する第一項の政令で指定する漁船以外の漁船を拂い込む事業を行なべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正當な理由がある場合の外は、その申出に係る事業を行なわなければならぬ。

- 4、前項の規定による事業を行なう漁業協同組合は、当該漁業協同組合の組合員からその所有する第一項の政令で指定する漁船以外の漁船の所有者ととなつた者を含む。(は、指定期船の所有者のすべての者(同意があつた後指定漁船の所有者ととなつた者を含む。)は、普通保険に付さなければならない。
- 5、第三項の規定による事業を行なう漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者の所有する漁船に係る普通保険についても、第三項の事業を行なうことができる。

6 第一項の規定により漁船を普通保険に付する場合における保険金額並びに第四項及び前項の規定の適用を受くべき漁船の普通保険の保険金額は、政令で定める金額を下るものであつてはならない。

7 組合は、第三項の事業を行ふ漁業協同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。

8 第一項から第五項までの規定は、適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(保険の目的的調査)

第三十三條 保険の目的たる漁船の譲受け人は、組合に通知して、保険関係に關する漁船の有する権利義務を承諾することができる。

2 組合は、正当な事由があるときは、前項の通知を受けた後直ちにその旨を譲受け人に通知して、前項の権利義務の承諾を拒むことができる。

(組合員の承認)

第三十四條 組合は、保険の目的たる漁船につき、相続その他の包括承諾があつた場合に准用する。

(組合員の承認)

第三十五條 組合は、保険の目的たる漁船をやき、滅失、沈没、損傷その他事故によつて生じた損害をてん補する。

2 組合の損害をてん補する責任は、省令で定める。

(保険の消滅)

第三十六條 組合は、保険の目的たる漁船につき、保険期間中その負担した危険が消滅したときは、定期料の定めるところにより、保険料の一部を組合員に拂い戻すことができる。

2 前項の規定によつて保險料の拂戻をする場合及び拂戻をする額の制限は、政令で定める。

(追徴金)

第三十七條 組合は、定期料の定めによるところにより、保険料の一部を組合員に拂い戻すことができる。

2 前項の規定によつて保險料の拂戻をする場合及び拂戻をする額の制限は、政令で定める。

(組合員の承認)

第三十八條 組合は、保険の目的たる漁船につき、組合のてん補することができる。

2 省令で定める。

(組合員の承認)

第三十九條 組合は、定期料の定めによるところにより、追徴金を支拂わせることができる。

2 前項の追徴金に関する制限は、省令で定める。

(組合員の承認)

第四十條 組合員は、組合に支拂うべき保険料及び追徴金につき、相殺をもつて組合に對抗することができない。

(組合の保険の目的的調査等)

第四十一條 組合は、保険の目的たる漁船に關して、調査をし、又は組合員に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(保険金額の削減)

第四十二條 組合は、保険金額の支拂不足以生ずるときは、定期料の定めによるところにより、保険金額を削減することができる。

(組合の成立等)

第四十三條 保険関係は、組合が保険料を受け取つた時に成立する。

2 組合の損害をてん補する責任は、定期料で別段の定をした場合の

外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

(保険期間)

第三十六条 保険期間は、一年とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、定期で別段の定をすることができる。

(損害防止輕減の義務)

第四十二条 組合員は、保険の目的たる漁船につき、損害の防止及び軽減に努めなければならない。このために必要又は有益であつた費用は、省令の定めるとところによつて、組合がてん補する。

(組合員の通知義務)

第四十三条 組合員は、保険の目的たる漁船につき、組合のてん補すべき損害が発生したときは、定期料の定めによるところにより、遅滞なくその旨を組合に通告しなければならない。

2 組合員が、第四十四條第一項の規定による通知を怠り、又は同條第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

三 組合員が、前條の規定による通知を怠り、又は指示に従わなかつたとき。

四 漁船が沈没したとき。

五 漁船が修理することができないとき。

(組合の免責事由)

第四十四条 左の場合には、組合員は、保険の目的たる漁船を組合に一部につき、てん補する責を免かれることができる。

六 漁船が沈没したとき。

七 漁船の行方が知れなくなつたとき。

八 漁船が修繕することできな

(委付の原因)

第五十条 左の場合には、組合員は、保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全額を請求することができる。

九 漁船が沈没したとき。

十 漁船が修繕することできな

りたとき。

十一 漁船が修繕することできな

りたとき。

十二 漁船が修繕することできな

りたとき。

十三 漁船が修繕することできな

りたとき。

六百六十三條まで（損害保険の規則）、第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一条まで（保険会社の規定を準用する）。この場合において、第六百六十三條中「保険料支拂ノ義務」とあるのは「保険料支拂ノ義務及ヒ追徴金支拂ノ義務」、第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」及び第八百三十六條第一項中「三ヶ月」とあるのは「貨令ヲ以テ定ムル期間」である。貨令ヲ以テ定ムル期間と、第八百三十六條第三項中「第八百三十三條第一号、第三号及ヒ第四号」とあるのは「船舶損害補償法第五十條第一項第一号及ヒ第三号」と読み替えるものとする。

（役員の就任及び選任）
第五十五條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定期の定めるところにより、総会において選任する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

4 組合の理事の少くとも五分の三は、組合員でなければならぬ。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た者でなければならぬ。

（役員の任期）
第五十六條 役員の任期は、一年とする。但し、常款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

（組合員に対する通知又は報告）
第六十二條 組合が組合員に対してする通知又は報告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者

の規定にかかるわらず、創立総会に第八百三十七條から第八百四十一条まで（保険会社の規定を準用する）。

六十三條中「保険料支拂ノ義務」とあるのは「保険料支拂ノ義務及ヒ追徴金支拂ノ義務」、第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」及び第八百三十六條第一項中「三ヶ月」とあるのは「貨令ヲ以テ定ムル期間」である。

この場合において、第六百六十三條中「保険料支拂ノ義務」とあるのは「保険料支拂ノ義務及ヒ追徴金支拂ノ義務」、第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」及び第八百三十六條第一項中「三ヶ月」とあるのは「貨令ヲ以テ定ムル期間」である。貨令ヲ以テ定ムル期間と、第八百三十六條第三項中「第八百三十三條第一号、第三号及ヒ第四号」とあるのは「船舶損害補償法第五十條第一項第一号及ヒ第三号」と読み替えるものとする。

（役員の就職禁止）

第五十七條 理事は、監事又は組合の職員と、監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第五十八條 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。

組合と理事との訴訟についても、同様とする。

（総会の招集）

第五十九條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

（決算報告書類の提出、備付及び閲覧）

第六十條 組合員が、組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

（役員の解職の請求）

第六十一條 理事の職務を行ふ者が

ないとき、又は前條の請求があつた招集において理事が正當な事由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（役員の解職の請求）

第六十二條 組合員が組合員に対しても記載したその者の住所（その者

の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とす。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（役員の解職の請求）

第六十三條 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に備えて置き、且つ、貨令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

（定款その他の書類の傳付及び閲覧）

第六十四條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

（役員の解職の請求）

第六十五條 組合員は、総組合員の

が別に通知又は報告を要する場合を組合に通知したときは、その場所にあればよい。

（前項の通知又は報告は、通常到達すべきであつた時に郵送したものとみなす。）

（前項の通知又は報告は、通常到達の十日前までに、その会日

の定款その他の書類の傳付及び閲

覧）

第六十六條 理事については、民法

第十四条第一項（法人の指定賛成権）及び第五十二条第一項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六條まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、第五十九條監事の職務の規定を準用する。

（前項の規定による定款変更の命令があつた場合には、第六十七條及び第一項から第三項までの規定にかかるわらず、その命令により定款変更の効力を生ずるものとする。）

（前項の規定による定款変更の命令があつた場合は、第六十七條及び第一項から第三項までの規定にかかるわらず、その命令により定款変更の効力を生ずるものとする。）

六十六條(表決権のない場合)の規定を適用する。この場合は、組合は、定款の定めるところにより、組合に代るべき総代会を開くこととする。

(組合会)
第七十一条 組合は、定款の定めるところにより、組合に代るべき総代会を開くことができる。

2 総代は、組合員でなければならぬ。

3 総代の選舉は、十五人以上でなければならない。

4 総代は、定款の定めるところにより選舉する。但し、設立当時の総代は、創立総会において選舉する。

5 総代の選舉は、無記名投票によつて行う。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 組合が第四項の規定により定款を適用する。

8 組合員が組合員に対する通知についての選舉権区において選舉すべきときは、組合員は、組合の選舉のために組合が組合員に対し、組合員が組合員に対する通知を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

9 総代については、第五十六条及び第六十五条の規定を適用する。

10 総代会については、組合に関する規定を適用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(参事及び会計主任)
第七十二条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九條(共同支配人)、第四十一條(支配人の義務)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を適用する。

4 参事及び会計主任は、組合員又は組合の五分の一以上との同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

5 第百一十三条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議については、第六十九條第一項の規定を適用する。

3 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

4 組合は、第百一十三条の規定による解散する。

5 組合員又は組合の五分の一以上との同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

6 第百一十四条の規定による請求は、解職の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

7 第百一十五条の規定による請求があるときは、理事は、当該参事又は会計主任の解職の可否を決しない。

8 第百一十六条の規定による請求があるときは、理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に付して第二項の書面又はその文書を交付し、且つ、弁明する。

9 第百一十七条の規定による請求があるときは、組合員の退職の届出の少くとも十日前までにしなければならない。

(退職手当)
第七十四条 組合は、その勤務する有給の役員又は職員の退職手当に

10 総代会に於いては、組合に関する規定を適用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(解散事由)
第七十五条 組合は、左の事由によつて解散する。

1 一定の定める存立の期間の満了又は解散事由の発生。

2 総代の決議。

3 組合の合併。

4 破産。

5 第百一十三条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議については、第六十九條第一項の規定を適用する。

3 組合員又は組合の五分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

4 組合は、第百一十三条の規定による解散する。

5 組合員又は組合の五分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

6 第百一十四条の規定による請求は、解職の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

7 第百一十五条の規定による請求があるときは、理事は、当該参事又は会計主任の解職の可否を決しない。

8 第百一十六条の規定による請求があるときは、理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に付して第二項の書面又はその文書を交付し、且つ、弁明する。

9 第百一十七条の規定による請求があるときは、組合員の退職の届出の少くとも十日前までにしなければならない。

(合併の手続)
第七十七条 組合が合併しようとするときは、組合は、合併の手続を運営する。

1 第百一十八条 合併によって組合を設立するには、各組合の組合において組合員の中から選任した委員会若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

2 債権者は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 第百一十九条の規定による清算人は、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算業務(当該組合がその行う事業に開く行政の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を負む)を承継する。

4 第百二十条 組合が解散したときは、組合員が合併後存続する組合は、合併によって消滅した組合の権利義務を承継する。

(清算人)
第八十三条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算業務(当該組合がその行う事業に開く行政の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を負む)を承継する。

1 第百二十四条 清算人は、就職の後退するには、各組合の組合において組合員の中から選任した委員会若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

2 前項の規定による役員の選任は、合併をしようとする組合の組合員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3 第百四十五条の規定による役員の選任は、合併をしようとする組合の組合員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

(清算事務)
第八十四条 清算人は、就職の後退するときは、組合において合併をしようとする組合の組合員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員の選任は、合併をしようとする組合の組合員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

第八十五条 清算人は、組合の債務を弁済し、後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第八十六条 清算事務が終つたとき

は、清算人は、記載なく決算報告を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第八十七条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八条(清算の監督の管轄)、第三十一条(監査人)の職務権限等並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条(法人の解散及び清算の清算人の解任)及び第七十九條(清算の選任)、第三十七条(準用規定)、第三十五條ノ二(第五十二条及び第三項意見の聽取等)、第一百三十六條(管轄裁判所)、第一百三十七條(清算人の選任又は解任の裁判)及び第一百三十八條(清算人不適格者)の規定を適用する。この場合において、民法第七十五条中「前條」とあるのは、「漁船損害賠償法第八十三条」と読み替えるものとする。

第七節 登記

(設立の登記)

第八十八条 組合は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

官報(号外)

ては第八十八條第三項に規定する

登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第九十九條 第八十八條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(事務所新設、移転及び設立の登記)

第一百條 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第八十八條第二項の事項の変更の登記は、理事の申請によつてする。

(事務所の登記の申請)

第一百一條 第九十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(清算結束の登記)

第一百二條 第九十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(解散の登記)

第一百三條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に清算の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第一百四條 組合が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に合併後存続する組合についての登記を証する書面を添付しなければならない。

(合併による組合の設立の登記)

第一百五條 第九十九條の規定による登記は、組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて清算人の申請によつてする。

第三号まで、第五号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

及び二週間以内に、從たる事務所を設立したときは、その移転の登記をすればよ。

(設立登記事項の変更の登記)

第九十一條 第八十八條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の所在地に登記をすればよ。

(登記をすればよ)

二 事務所

3 組合は、設立の登記をして後二

週間以内に、從たる事務所の所在

地において、前項の事項を登記し

なければならない。

(從たる事務所新設の登記)

第八十九條 組合の成立後從たる事務所を設立したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の登記をして後二週間以内に、從たる事務所の所在地に登記をすればよ。

(從たる事務所の登記)

第九十条 組合の成立後從たる事務所の登記をして後二週間以内に、從たる事務所の登記をして後二週間以内に、從たる事務所の登記をすればよ。

(事務所新設の登記)

第九十二条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事が置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行べきことを定めたときは、その旨を登記しなければならない。

(参事の登記)

第九十三条 組合が解散したとき及び参事の代理権の消滅についても、同様である。

(解散の登記)

第九十四条 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十五条 組合の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、前項の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共

同して代理権を行ふべきことを定めたときは、その旨を証する書面

を、その他の登記の申請書には、

その事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第一百三條 第九十九條の規定による登記は、組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて清算人の申請によつてする。

昭和二十七年三月二十五日 業務院公報第23号

漁船損害補償法案外一件

(適用規定)
第二十四條 政府の再保險については、商法第六百三十六條、第六百三十七条、第六百四十三條、第六百四十六條及び第六百六十三條(損害保険の規則)の規定を適用する。

(審査会の設置及び機関)
第二十五條 農林省に漁船再保險審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織及び運営)
第二十六條 審査会は、農林大臣の任命する左の委員をもつて組織する。

(農林省の職員)
第二十七條 審査会は、農林大臣の任命する左の委員をもつて組織する。

(組合の役員)
第二十八條 審査会は、農林大臣の任命する左の委員をもつて組織する。

(学識経験者)
第二十九條 審査会は、農林大臣の任命する左の委員をもつて組織する。

(会長の選出)
第三十條 審査会は、農林大臣の任命する左の委員をもつて組織する。

(会員の定数)
第三十一條 中央公会の会員なる資格を有する者は、組合とする。

(会員の登録)
第三十二條 中央公会は、会員の登録を受ける。

(会員の権利と義務)
第三十三條 中央公会は、会員の権利と義務を定める。

(会員の選出)
第三十四條 中央公会は、会員の選出を定める。

(会員の登録)
第三十五條 中央公会は、会員の登録を受ける。

(会員の権利と義務)
第三十六條 中央公会は、会員の権利と義務を定める。

(会員の選出)
第三十七條 中央公会は、会員の選出を定める。

(会員の登録)
第三十八條 中央公会は、会員の登録を受ける。

(会員の権利と義務)
第三十九條 中央公会は、会員の権利と義務を定める。

(会員の選出)
第四十條 中央公会は、会員の選出を定める。

(会員の登録)
第四十一條 中央公会は、会員の登録を受ける。

(会員の権利と義務)
第四十二條 中央公会は、会員の権利と義務を定める。

(会員の選出)
第四十三條 中央公会は、会員の選出を定める。

(会員の登録)
第四十四條 中央公会は、会員の登録を受ける。

險中央公会を設立することができる。

五 会員たる組合の職員の指導及び福利厚生

(中央公会の定数)
第二十九條 中央公会を設立するにより、その構成に属させた事項を処理する。

(会員たる組合の定数)
第二十九條 中央公会を設立するには、五以上の組合が発起人とならなければならぬ。

(会員たる組合の定数)
第二十九條 中央公会の定数は、第

二十二條第一項(第一号から第五号まで及び第九号から第十三号まで

の事項並びに経費の賦課に関する事項を記載しなければならない。

(会員たる組合の定数)
第二十九條 中央公会の定数は、第

二十二條第一項(第一号から第五号まで及び第九号から第十三号まで

の事項並びに経費の賦課に関する事項について、関係行政庁に建議することができる。

六 その他の漁船再保險事業の健全化

発達を図るための調査及び指導

七 前各号の事業に附帯する事業

(保険料率)
第二十九條 中央公会は、会員の定

数によるところにより、会員たる組合

に対する保険料率の計算につき必

要な資料の提出を求めることがで

(保険料率)
第二十九條 中央公会は、会員の定

数によるところにより、会員たる組合

に対する保険料率の健全な発達を図

るための合理的且つ妥当なもので

なければならない。

(会員たる組合は、その保険料率

についての定数の変更につき農林

大臣の認可を受けようとする場合

においては、單独に、直接に、且

つては自己のためにこれをしなけれ

ばならない。

(会員たる組合は、その保険料率

に付する事項について、中央公会に

第百三十九條 中央公会は、漁船損害

補償に関する事項について、中央公会に

第百三十九條 中央公会は、漁船損害

5 中央公の解散及び清算に際する事項について、第七十五條第一項第二号、第三号、第四号及び第五号、同條第一項から第五項まで並びに第八十三條から第八十七條までの規定を準用する。この場合において、第七十五條第四項中「組合員が、地盤組合にあっては十五人未満、業態組合にあっては五人未満である者は、組合員が十五組合未満と、第八十三條中「合併及び解散」とあるのは「破産」と読み替えるものとする。

6 中央公の登記に関する事項について、第八十八條から第九十一條まで、第九十三條、第九十五條から第九十七条まで、第九十八条第一項及び第二項、第九十九條、第一百條第一項及び第二項、第一百二条並びに第百四條から第八八條までの規定を准用する。この場合は、第九十三條第一項及び第二項、第九十九條、第一百條第一項及び第二項、第一百二条並びに第百四條から第八八條までの規定を准用する。この場合は、

7 第五章 保険料の負担及び補助金の交付
(保険料の負担)
第一項の規定により保険に付したいたる組合は、第三十二條第一項から第五十九條から第六十二條まで、第六十三条、第六十四条及び第六十五条第一項又は第六十一条第一項に規定する事務費の額に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

2 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

3 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

4 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

5 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

6 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

7 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

8 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

9 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

10 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

11 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

12 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

13 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

14 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

15 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

16 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

17 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

18 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

19 第六十三条第一項又は第六十一条第一項による補助金に相当する金額は、社会会計年度予算の定めることにより、組合は中央公の運営に賛成する旨の意思表示をしたときは、行商人を罰する外、その組合又は中央公に対する事務費交付金の一部を補助することができる。

(法人税法の一部改正)
第十八條 法人税法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部のより改正する。

第五條中「漁船保險組合」の次に「漁船保險中央公会」を加える。

(水産庁設置法の一部改正)
第十九條 水産庁設置法(昭和二十一年法律第七十八号)の一部を次のようにより改正する。

第二條第四項中「漁船保險」を「漁船損害補償法」に改める。

第三條第六項中「漁船保險審査会」を「漁船損害補償審査会」に、

「漁船保險法(昭和十二年法律第二十一条)」を「漁船損害補償法(昭和二十七年法律第一号)」に、同條第

二項中「漁船保險審査会」を「漁船

損害補償審査会」に、「漁船

損害補償法」に改める。

(附 則)

この法律は、新法施行の日から施行する。

(官報入印者登記)

○川村喜八副署 たゞじま議題となりました。漁船損害補償法案と漁船損害補償法案と漁船損害補

償法施行法案の調査につきまして、水

産委員会が考へる審議の結果及び結果

を御報告申し上げます。

国民食糧につかさどる課案について

は、すでに農業害虫防除法が制定され

ておりますが、国民食糧の大部分

がまだ水産業においては、かかる

程度はない、これが制定は多年水産業

の強い要望であり、切実なる漁民の

声であつたのであります。そこで、こ

れに最も近い制度として昭和十二年よ

り実施されている漁船保險法について

の三分の一以上の同意があつたとき

に、その所有する漁船のすべてについ

て保険に加入する義務を負うことと

し、この義務を負うものに対しても、

漁船の運営をしておりましたと、其

とに密接な経営形態であつて、漁民は

海上において食糧確保の重責をにな

なかつて、かくのことより努力が乏しく現

在する大型漁船は、運営の平均トントンに達しない

い小型船といふ実態であります。しかし

も、これが全国に散在している、そこ

に零細な経営形態であつて、漁民は

海上において食糧確保の重責をにな

なかつて、かくのことより努力が乏しく現

在する大型漁船は、運営の平均トントンに達しない

い小型船といふ実態であります。しかし

も、これが全国に散在している、そこ

に零細な経営形態であつて、漁民は

海上において食糧確保の重責をにな

なかつて、かくのことより努力が乏しく現

在する大型漁船は、運営の平均トントンに達しない

い小型船といふ実態であります。しかし

質的な結論として、漁業協同組合の区

域内に住所を有する一定漁船の所有者

として審査を進むべき是れを代表して

松田鐵藏君なら根岸理山の説明を開

示す。この説明は、この後船の強制的

に加入してしまったと、これに対する

対応は、本会議で述べておらず、

この問題に付いては、本会議で述べておらず、

会に付託されたもので、昨年四月の

大は一千六百艘の漁船で、小は

五百隻以下の小艇、舟艇等を損害

の対象にして、船舶一千六百

艘の運営をして、船舶一千六百

以上は、本会議で付託されたもので、昨年四月の

大は一千六百艘の漁船で、小は

五百隻以下の小艇、舟艇等を損害

の対象にして、船舶一千六百

艘の運営をして、船舶一千六百

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終版の附録に掲載〕

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

郵政事業特別会計法及び電気通信

事業特別会計法の一部を改正する法律案

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適當となつた場合には、郵政大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2. 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3. 固定資産が減少したとき、又はこれを譲渡し、撤去、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その減少額を改定する。

4. 電気通信撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。

5. 第十一條の次に次の二條を加える。

(備額の改定等の場合はの計理)

第十一條の二 固定資産を無償で取扱った場合には、当該固定資産の見込価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

6. 第十四條の次に次の二條を加える。

(前渡資金の計理)

第十四條の二 この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に残り戻す。

7. 第三十四条の二 この会計において、会計法第十七条の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時に於て支出があつたものとして計理するものとする。

8. 第三十九条の二並びに郵便切手をもって收納した電気通信料金に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

9. 第三十二条を次のよう改め。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入あつては、その性質に従つて款及び項に、歳出

備損引当金なら繰り戻すものとする。

第十四條に次の二項を加える。

2. 前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計算上の必要がある場合においては、郵政大臣の定めることにより、その価額を改定することができる。

3. 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合には、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

4. 第二十六條第一項中「同法第三十四条第一項及び第十四条の三に規定する郵便料金につきは、同法第四十三条第一項の規定にかかるわざ、翌年度に繰り越して使用することができる。」を改める。

5. 第二十八條第一項を次のよう改める。

6. 固定資産評価積立金は、第十四條の二に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に規定する物品価格調整引当金の金額とする。

7. 第七條第六項中「第十一條」を「第十二條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に規定する物品価格調整引当金の金額とする。

8. 物品価格調整引当金は、第十四條第一項及び第十四条の三第三項の規定による物品価格調整引当金に組み立てられ、同項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

9. 第二十九條第一項を同條第七項とし、同條第五項の次に規定する固定資産評価積立金の金額とする。

10. 第三十條第一項を同條第七項とし、同條第五項の次に規定する固定資産評価積立金の金額とする。

11. 第三十二条を次のよう改める。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適當となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

12. 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

13. 固定資産が減少したとき、又はこれを譲渡し、撤去、若しくは廃棄したときは、電気通信料金に相当する金額からその価額を削除するものとする。

14. 第四十二条の二並びに郵便切手をもって收納した電気通信料金に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

15. 第三十二条を次のよう改め。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入あつては、その性質に従つて款及び項に、歳出

に区分する。

第二十五條を次のよう改め。

1. 第二十六条第一項中「同法第三

十四条第一項及び第十四条の三に規定する郵便料金につきは、同年度に繰り越して同項の前に次の一項を加え

る。

2. 第二十九條第一項を次のよう改め。

3. 第三十條第一項を同條第七項とし、同條第五項の次に規定する固定資産評価積立金に組み立てられ、同項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

4. 第三十二条を次のよう改め。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適當となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

12. 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

13. 固定資産が減少したとき、又はこれを譲渡し、撤去、若しくは廃棄したときは、電気通信料金に相当する金額からその価額を削除するものとする。

14. 第四十二条の二並びに郵便切手をもって收納した電気通信料金に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

15. 第三十二条を次のよう改め。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適當となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

12. 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

13. 固定資産が減少したとき、又はこれを譲渡し、撤去、若しくは廃棄したときは、電気通信料金に相当する金額からその価額を削除するものとする。

14. 第四十二条の二並びに郵便切手をもって收納した電気通信料金に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

15. 第三十二条を次のよう改め。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適當となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

12. 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

13. 固定資産が減少したとき、又はこれを譲渡し、撤去、若しくは廃棄したときは、電気通信料金に相当する金額からその価額を削除するものとする。

14. 第四十二条の二並びに郵便切手をもって收納した電気通信料金に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

15. 第三十二条を次のよう改め。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適當となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

12. 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

13. 固定資産が減少したとき、又はこれを譲渡し、撤去、若しくは廃棄したときは、電気通信料金に相当する金額からその価額を削除するものとする。

14. 第四十二条の二並びに郵便切手をもって收納した電気通信料金に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

15. 第三十二条を次のよう改め。

1. 第二十九條第一項を同條第七項とし、同條第五項の次に規定する固定資産評価積立金に組み立てられ、同項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

2. 第三十條第一項を同條第七項とし、同條第五項の次に規定する固定資産評価積立金に組み立てられ、同項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

3. 第三十二条を次のよう改め。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適當となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

12. 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

13. 固定資産が減少したとき、又はこれを譲渡し、撤去、若しくは廃棄したときは、電気通信料金に相当する金額からその価額を削除するものとする。

1. 第三十二条を次のよう改め。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適當となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

12. 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

13. 固定資産が減少したとき、又はこれを譲渡し、撤去、若しくは廃棄したときは、電気通信料金に相当する金額からその価額を削除するものとする。

14. 第三十二条を次のよう改め。

(固定資産の価額の改定及び削除)

昭和二十七年三月二十五日

衆議院公議録第二十三号 一般会計の財源に充てるための米国対日援助物資等処理監査会計からする繰金に附する法律案外五件

三五〇

(補額の改定等の場合の計理)

第十一條の二 固定資産を無償で取得した場合においては、当該

固定資産の見積額に相当する

金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加した額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加した額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一條を加える。
(資産外物品の作業資産への繰戻)

第十四條の二 この会計において事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2 前項の場合は、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第三十二条を次のように改め。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入とあつては、その性質に従つて款及び項は、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條第一項中「同法第三十四条第一項の規定に基いて大臣の承認を経た支用負担行為計画の範囲内において」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

2 前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、電気通信大臣の定めるところによつて、その価額を改定することができる。

3 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合は、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

事業特別会計法第三十八條第二項

又は改正後の電気通信事業特別会

計法第二十八條第一項の規定によ

り、越されたものとみなす。

第三十三条 賃貸金の計理

この会計においては、会計法第七條の規定にて主任の職員に渡された資金にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第一條

中郵政事業特別会計法第七條、第

十一條、第十二條の二、第十四條及び第十九條の二の

改正規定は、昭和二十七年三月三十日から施行し、その他の規定は、昭和二十七年度の予算から適用する。

2 昭和二十六年度以前の予算に係る歳入歳出予算の区分、経費の流用、予備費の使用及び歳出予算の繰越については、なお異前例による。

3 財政法、会計法等の財政関係法の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第四号)による改正前の財政法第三十五条の規定にかかるわらず、翌年度に繰り越して使用することができることとする。

其ノ歳入トシテ事業整営上ノ再保険金、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利息、一時借入金

ノ利子、其ノ他ノ譲賣ヲ以テ其ノ歳

出トス。

第三條ノ三 業務勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項及第百四十三条ノ四、普通保険勘定ニ依リ

ノ規定ニ依ル一般会計第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ四、普通保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ五 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ六 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ七 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ八 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ九 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ十 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ十一 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ十二 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ十三 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ十四 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ十五 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ十六 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第三條ノ十七 特殊保険勘定ニ於テハ法第百四十二条第一項ノ規定ニ依リ

金並ニ附屬収入ヲ以テ其ノ歳入

出があつたものとして計理するものとする。

第七條中「本会計を「普通保險勘定及特殊保險勘定」に改める。

第八條 内閣ハ毎年度本会計ノ予算

ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ開会ニ提出スベシ

第九條中「本会計を「普通保險勘定又ハ特殊保險勘定」に改め、「事業費ノ」を削る。

第十條中「命令」を「政令」に改め

る。附則第二項を削る。

1. この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、昭和二十七年度の予算から適用する。

2. 昭和二十六年度の予算及び決算並びに同年分の収入支出について

は、なお前項の例による。

3. この法律施行の際、この会計に属する旧漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）第十七條ノ二第一項の特約による保険（以下「旧特殊保険」という。）の再保険に係る未経過再保險料及び支拂金は、特殊保險勘定の所屬となり、旧特殊保険以外の同法による保険以下の「旧普通保険」といふ。）の再保険に係る未経過再保險料及び支拂金は、普通保險勘定の所屬となるものとする。

4. 前項に規定するもの外、旧特殊保険又は旧普通保険の再保險事務に係る権利義務は、政令で定めるところにより、それぞれ特殊保険勘定、普通保險勘定又は業務勘定に所属するものとする。

5. 旧特殊保険又は旧普通保険の再保險事務に係る権利義務に関する法律案は、業務勘定に提出する。

経理は、それぞれ漁船再保險特別会計の特殊保險勘定、普通保險勘定又は業務勘定において行うものとする。

漁船再保險特別会計の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするため一般会計からする様入金に関する法律案

〔最終号の附録に掲載〕

○佐藤重達（岸田信行君） した六法律案について、大蔵委員会が

昭和二十七年三月二十五日 楽議院会議録第二十三号、一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする様入金に関する法律案外五件

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、一般会計の歳出の財源につきましては、

同会計から資金運用部に預託された資金で、約定期間五年以上のものに対し

ましては、当分の間現行年五分五厘の利率による利子をつけるほか、年一

度に引きこなしては、米國対日援助物資等処理特別会計に繰り入れて、

一日以降、米軍拂下げ物資の拂下げも打切りになります結果、昭和二十七

年度におきましては、米國対日援助物資等処理特別会計は清算事務の段階に入り、歳入歳出予算上四十億円の余

を生ずることとなる見込みでありますので、この金額を一般会計に繰り入れて、その歳出の財源といたゞくするものでございます。

第二に、財産税等收入金特別会計法を廃止する法律案について申し上げま

す。財産税等收入金特別会計は、財産税法に基く収入金、物納賦税等を特別

に経理するため昭和二十一年度から設立されますが、同特別会計法の規定により、昭和二十六年度限り廃止することとなつております。かかる

発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十七年度において、一般会計から八千五百万円限り、漁船再保險特別会計の特殊保險勘定に繰り入れることができます。

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための再保険に係る未経過再保險料及び支拂金は、

再保険会計の特殊保險勘定に繰り入れることができます。

第三に、資金運用部預託金利率の特

別会計法について申し上げます。本法律案は、漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための再保険に係る未経過再保險料及び支拂金に関する法律案

し、明年度以降当分の間收支の不均衡を生ずることが予想せられますので、

漁船再保險特別会計における再保險金の支拂い財源に約八千五百万円の不足が生じましたので、これを一般会計から繰り入れて補填いたそうとする

ものでございます。

以上の各法律案につきましては、そ

れぞ政府当局より提案理由の説明を聽取し、慎重審議の結果、昨二十四

日、討論を省略の上、まず一般会計の歳出の財源に充てるため米國対日援助物資等処理特別会計からする様入金特別会計法を廃止する法律案及び資金運用部預託金利率の特例に関する法律案の三案を一括して採決いたしましたとこ

と、起立總員をもつて、いずれも原案の通り可決いたしました。次いで、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特

別会計法の一部を改正する法律案、漁船再保險特別会計法の一部を改正する法律案及び漁船再保險特別会計法の

法律案を一括して採決いたしましたところの通り可決いたしました。

第五に、漁船再保險特別会計法の一

部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、現行の漁船保険法にかわり、新たに漁船損害補償法が制定されると伴いまして、漁船再保

険特別会計に新たに普通保険、特殊保険及び業務の三つの勘定を設け、各勘定の歳入歳出等について所要の規定を

加えようとするものであります。

第六に、漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする様入金に関する法律案

について申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君） まず日程第三

ないし第五の三案を一括して採決いたしました。三案は委員長報告の通り可決いたしました。

事故が異常に発生いたしましたために、漁船再保險特別会計における再保

険金の支拂い財源に約八千五百万円の不足が生じましたので、これを一般会計から

繰り入れて補填いたそうとするものでござります。

以上の各法律案につきましては、そ

れぞ政府当局より提案理由の説明を

聽取し、慎重審議の結果、昨二十四

日、討論を省略の上、まず一般会計の

歳出の財源に充てるため米國対日援助物資等処理特別会計からする様入金特別会計法を廃止する法律案及び資金運用部預託金利率の特例に関する法律案の三案を一括して採決いたしましたところの通り可決いたしました。

第五に、漁船再保險特別会計法の一

部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする様入金に関する法律案

について申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よって三案は委員長報告の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に日程第六ないし第八の三案を一括して採決いたしました。三案の委員長

において支拂い利子等の経費が増加しまして、昭和二十六年度において保

の報告はいずれも可決であります。三案と委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

(賛成者起立)

第九 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 物品税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外四十名提出)

第十一 物品税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外四十名提出)

第十二 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(岩本信行君)

第十三 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第十四 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第十五 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第十六 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第十七 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第十八 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第十九 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十一 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十二 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十三 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十四 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十五 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十六 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十七 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十八 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第二十九 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

第三十 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君)

「引取り又ハ引渡スコトヲ得ズ」に改める。

第七條第一項を削り、同條第二項中「製造場外ニ移出シ」を「製造場」に改め、「引取りタル場合は於テハ」の下に「第四條本文ノ規定ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ」を加え、「移出先又ハ」を削る。

先又ハ」を削り、同條第三項中「移出シタル」を「引取りタル」に改め、「移出先又ハ」を削る。

第十二條第二項に次の但書を加える。

前項ノ犯罪ニ係ル交付金相当額ノ十倍が五十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ

超エス当該交付金相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第十四條ノ二を削る。

第十六條中「第十二條ノ四乃至至」を

「第十三條」に改める。

第十七條中「第十二條ノ四」を「第十三條」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお前例による。

3 この法律施行の際、製造場又は保稅地以外の場所で、同一人が各種類を通じて合計一千五百斤以上

の砂糖(第一種の砂糖を除く。以下同じ)又は糖水(含有糖分の重量

が、全重量の百分の十をこえないもの)を除く。以下同じ)を所持す

る場合においては、その者が、この法律施行の日に、これを製造場

から引き取つたものとみなして、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費

税法第十二條第一項の規定にかかる、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費

税法第三條の税率により算出した

金額と改正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税率

とすると。

4 この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

当該消費税相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第一項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付

テハ直ニ其ノ消費税ヲ徵收ス

第十四條中「其ノ金額ノ五倍相

当スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲

後若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ犯罪ニ係ル交付金相当額ノ十倍が五十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ

超エス当該交付金相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第十六條中「第十二條ノ四乃至至」を

「第十三條」に改める。

附 則

1 前項の砂糖又は糖水を所持する者は、その所持する砂糖又は糖水の種別、数量及び貯藏の場所をこの法律施行後一月以内に貯藏場所の所轄税務署に申告しなければならない。

2 第二條第一項第二種第二号を削り、同種第三号を同種第二号とし、

第三号を同種第三号とする。

4 前項の砂糖又は糖水を所持する者は、その所持する砂糖又は糖水の種別、数量及び貯藏の場所をこの法律施行後一月以内に貯藏場所の所轄税務署に申告しなければならない。

5 改正前の砂糖消費税法第三條の税率により消費税を課せられた砂糖又は糖水で、製造場にもどし入れられ、又は輸入されたものをこの法律施行後その製造場から引き取る場合においては、砂糖消費

税法第十二條第一項の規定にかかる、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費

税法第三條の税率により算出した

金額と改正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税率

とすると。

6 この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税率として、その税額が三万円以下のときは、

よりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額三万円をこえるときは、左の区分に

砂糖消費税法の一部を改正する法律案に対する修正案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案に対する修正

三、国内において供給が特に不足する物資であつて、その需給の調整を行わないときは、国民經濟の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあるもの。

2、主務大臣は前項各号に掲げる物資の需給を調整するため特に必要がある場合は、当該の規定による命令又は处分をもつてしては、なお國民經濟の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、經濟安定本部總裁の認定による命令の同意を得て、その物質を所有する者に対し、譲渡の時期、価格、相手方を定する価格は、時価を基準とする適正なものでなければならぬ。

4、政府は、政令で定めるところにより、第一項の規定による命令により生じた損失を補償する。

5、第二項の規定による命令をする場合における担保の処理その他必要な事項は、政令で定める。

6、第一項の規定若しくは同項の規定に基く主務大臣の命令又は第二項の規定による処分に不服がある者は、経済安定本部總裁に対する申立てをすることができる。

7、経済安定本部總裁は、前項の不服の申立てがあったときは、その申立てをした者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その文書を不服の申立てをした者に送付しなければならない。

- 8、不服の申立て、予告、聽聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

(物資需給調整審議会)

第三條 經済安定本部に、物資需給調整審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

第四條 審議会は、經濟安定本部總裁の認定による命令に応じて、經濟安定本部總裁が第一項各号に掲げる物資の需給の調整に關し定めたる方策に關して審議し、その結果を經濟安定本部總裁に報告する。

第五條 審議会は、特に必要があるときは、前項に規定する事項に關して、經濟安定本部總裁に建議することができる。

第六條 審議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

第七條 会長は、經濟安定本部總務長官をもつて充てる。

第八條 委員は、学識経験のある者うちから、經濟安定本部總裁が任命する。

第九條 委員は、非常勤とする。

第十條 第二項第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十一條 第二項第一項の規定による命令に犯した者は、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第十二條 第二項第一項の規定による命令に犯した者は、罰金をせす。若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十三條 主務大臣は、第六條の規定の適用に關して、左に掲げる事項につき、関係者から報告を取ることができる。この場合において、報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときは、主務大臣は、その職員に事務所、營業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿、出類そ

の他必要な物件を検査させることができる。

一 物資の割当又は配給

三 物資の在庫又は生産設備の状況

二 前項の規定により、立入検査を

する職員は、その身分を示す証票

を携帶し、関係人に呈示しなけれ

ばならない。

3、第一項の規定による検査の権限は、犯説搜査のために認められたものと解してはならない。

(施設の委任)

第七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に執行せることができる。

第八條 この法律又は第二項の規定による命令に違反した者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九條 この法律又は第二項の規定による命令に犯した者は、罰金をせす。若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第八條第二項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を

罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1、この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2、この法律は、昭和二十八年四月一日に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後、なおその効力を有する。

3、臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基いてした命令のうち、左に掲げるものについては、同法は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日まで、なおその効力を有する。

4、前項の規定により臨時物資需給調整法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5、經濟安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六條 第十五條中「臨時物資需給調整法(昭和二十二年法律第三十二号)第一條第一項に基く命令を^を臨時的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第一号)」を「臨時的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第一号)」に改める。

第六條第一項の表中物資需給

通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭和二十六年通商産業省令第六十六号)

自動車用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十八号)

運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭和二十七年通商産業省令第七十一号)

建設用石油製品割当規則(昭和二十四年建設省令第二十九号)

船舶用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十二号)

指定消費用品用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十号)

自動車用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十号)

和二十四年通商産業省令第五十号

砂糖需給調整規則(昭和二十四年農林省令第四十二号)

農林水産用石油製品割当規則(昭和二十四年農林省令第百十号)

第五條第十五條第一項の表中物資需給

通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭和二十四年通商産業省令第六十六号)

自動車用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十八号)

船舶用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十二号)

指定消費用品用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十号)

自動車用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十号)

和二十四年通商産業省令第五十号

砂糖需給調整規則(昭和二十四年農林省令第四十二号)

農林水産用石油製品割当規則(昭和二十四年農林省令第百十号)

第五條第一項の表中物資需給

通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭和二十四年通商産業省令第六十六号)

自動車用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十八号)

船舶用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十二号)

指定消費用品用石油製品割当規則(昭和二十四年通商産業省令第六十号)

三五四

6. 経済調査法 (昭和二十三年法律第三百六号) の一部を次のよう に改正する。 別表第八号の次に次の「一」号を加 九、国際的供給不足物資等の需 給調整に関する臨時措置に關 する法律	7. 食糧管理法 (昭和十七年法律第 四十号) の一部を次のように改正 する。 第八條ノ二第一項中、「農林大臣 ハ」の下に「経済安定本部總裁が 定ムル方第三基キ」を加える。	8. 昭和二十二年法律第五十四号私 的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律 (昭和二十二年法律第百三 十八号) の一部を次のように改正す る。	9. 輸出品取締法 (昭和二十三年法 律第三百五十三号) の一部を次のよ うに改正する。 第十五條 削除
審議会 し、必要な報告及 び建議をするこ と。	6. 経済調査法 (昭和二十三年法 律第三百六号) の一部を次のよう に改正する。 別表第八号の次に次の「一」号を加 九、国際的供給不足物資等の需 給調整に関する臨時措置に關 する法律	7. 食糧管理法 (昭和十七年法律第 四十号) の一部を次のように改正 する。	8. 昭和二十二年法律第五十四号私 的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律 (昭和二十二年法律第百三 十八号) の一部を次のように改正す る。

10. 事業者團体法 (昭和二十三年法 律第百九十一号) の一部を次のよ うに改正する。 第六條第二項第六号及び第七号 を次のように改める。
二 ヨハルト及びヨハルト含有物 (故及びくすを含む。)
三 タンクスティン及びタンクスティ ン含有物(故及びくすを含む。)
四 モリブデン及びモリブデン含 有物(故及びくすを含む。)
五 白金及び白金含有物(故及び くすを含む。)
〔前田正男君登壇〕
○前田正男君 ただいま議題となりました國際的供給不足物資等の需給調整に関する法律案(内閣提出)に關する報告書 〔最終章の附録に掲載〕
國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

國際的供給不足物資等の需給調整に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

國際的供給不足物資等の需給調整に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

國際的供給不足物資等の需給調整に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

國際的供給不足物資等の需給調整に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

閉鎖機関日本森系統制株式会社が積み立てた森系価格安定資金の処分に關する法律案(小淵光平君外二十二名提出)

閉鎖機関日本森系統制株式会社が積み立てた森系価格安定資金の処分に關する法律案

閉鎖機関日本森系統制株式会社(以下「統制会社」という。)が旧森系統制法(昭和十六年法律第六十

十七号)第四十一条第二項(森系価格安定資金の積立)の規定により積み立てた森系価格安定資金は、

森系業法(昭和二十年法律第五十

七号)附則第九項(主務大臣の指定

する森系業会への調査価格安定資金の引渡し)の規定にかかるわらず、

國に引き渡さなければならぬ。

2 統制会社に対し法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)附則第

一五條(昭和二十二年三月三十一日以前の解散による清算所得に対する法人税を課す)及び特別

法律(昭和二十一年法律第十九号)

附則第十五條第二項(昭和二十二年三月三十一日以前の解散による清算所得に対する法人税を課す)及び特別

法人税法の一部を改正する等の法

規(昭和二十一年法律第十九号)

附則第十五條第二項(昭和二十二年三月三十一日以前の解散による清算所得に対する法人税を課す)及び特別

法人税法の一部を改正する等の法

規(昭和二十一年法律第十九号)

による清算所得の計算上、残余財産の価額から控除する。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

閉鎖機関日本森系統制株式会社が積み立てた森系価格安定資金の処分に關する法律案(小淵光平君外二十二名提出)

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する

第三條 保険人目的タル森林へ人工

ニ依り生立セシタル樹木ノ集園トス

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第三條 保険人目的タル森林へ人工

ニ依り生立セシタル樹木ノ集園トス

第十三條及び第十四條 刪除

第二十二條第三項中「勅令」を「政令」

に改める。

第二十二條 刪除

第三條を次のように改める。

第二十二條 第一項及び第二項中

「市町村」の下に「又ハ森林組合若ハ

森林組合連合会」を加え、同條第三

項を削る。

第二十四條第一項及び第二項中

「が解散したときは、全國を地区とする

森系業会が主務大臣の指定するものに

生れたもとは森にあるのだから、直接

おつたのであります。しかし、統制

会社が解散後、資金繰り團体として日

本森系業会が指定されたのであります

が、引渡し未定中に同業会・閉鎖機

のものと譲渡した次第であります。

次に、森林火災開墾保険法の一部を

改訂する法律案について申上げま

したので、引渡さぬまま現在に及んで

いたのであります。

2 保険契約については、なお從前の

目的を達成することが不可能となりま

す。

3 例によると、

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) まず閉鎖機関

日本森林保険株式会社が積み立ての納付格安賃金の処分に関する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に森林火災国賃金の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、内閣提出、輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 諸君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事中村幸八君。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

加し、又は集荷して該輸出者に引き渡す契約をいふ。

この法律において「生産者」とは、輸出する目的をもつて本邦内で貨物を生産し、加工し、又は集荷する者をいう。

(輸出信用保険の種類)

第一條の三 輸出信用保険は、甲種

保険、乙種保険、丙種保険及び丁種保険とする。

第一條の四 輸出信用保険の保險契約(甲種保険にあつては、甲種保險再保險する契約をいふ。以下同じ。)の保險料率は、この法律による政府の保險事業の収入が支出を償うように、政令で定める。

(契約の解除等)

第一條の五 政府は、輸出信用保険の保險契約の保險契約者、被保險者又は保険金を受け取るべき者がこの法律(これに基く命令を含む)の規定又は輸出信用保険の保險契約の條項に違反したときは、當該保險契約に基く保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたって當該保險契約を解除することができる。

(保険關係の成立の制限等)

第二條の前段の見出しを「再保險契約」に改め、同條第一項中「輸出信用保険」を「甲種保險」に改め、同條第三項

〔再保險契約」という〕を削り、同條

〔再保險契約として〕を削り、同條

〔再保險契約を「前項の契約」に改め、同條第一項中「輸出信用保険」を「甲種保險」に改め、同條第三項

〔再保險契約として〕を削り、同條

〔再保險契約を「前項の契約」に改め、同條第一項中「政府が再保險契約」を「甲種保險」に改め、同條第三項

〔再保險契約として〕を削り、同條

第四條を次のように改める。

(第五條) 刪除

2 前項の規定は、第一條に規定する生産者と被保險者とする甲種保險において、保險会社がてん補すべき額に準用する。

第五條の次に次の章名を加える。

第三章 乙種保險

第五條の二の前見出しを「(保險契約)」に改め、同條中第三項を削り、第二項を第三項として、第一項中「政府」を乙種保險に、「輸出信用保險」(以下「乙種保險」という。)を引き受けられることができる。」を輸出信用保險とする。同條の前に次の章名を加える。

第六章 不服の申立

第五條の四の次に次の二章を加える。

第四章 内種保險

第五條の四に見出しとして「(保險契約)」を加える。

第六條 政府は、会計年度又はその半期ごとに、銀行(日本銀行を除き、農林中央金庫及び商工組合中央金庫を含む。以下同じ。)を相手方として、丙種保險の保險契約を締結することができる。

第五條の四に見出しとして「(保險金)」を加え、同條中「第五條の二第一項」を「第五條の二第二項」に改める。

第五條の五及び第五條の六を削る。

第十條に見出しとして「(庶務)」を加え、同條を第十九條とする。

第九條を第十八條とし、第八條に見出しとして「(組織)」を加え、同條第一項中「九人」を「十一人」に、同條第三項中「貿易」を「貿易、金融」に改め、同條を第十七條とする。

第七條の見出しを削り、同條第一項中「保険会社又は乙種保險の被保險者若しくは保險金を受け取るべき

者は、「委嘱り、「第二條第三項又は第五條の五」を「第一條の六」に、「不服があるときは、」を「不服がある者

は、」に、「その旨を申し立てたる」を

「不服の申立てを」と改め、同條第三項を削り、同條を第五條とし、同條の前に次の章名を加える。

第六章 不服の申立

第五條の四の次に次の二章を加える。

第四章 内種保險

第五條の四に見出しとして「(保險契約)」を加える。

第六條 政府は、会計年度又はその半期ごとに、銀行(日本銀行を除き、農林中央金庫及び商工組合中央金庫を含む。以下同じ。)を相手

方として、丙種保險の保險契約を締結することができる。

丙種保險は、銀行が輸出者又は生産者に對し左の各号に掲げる資

金を融通するため手形貸付又は手形割引を行つたことを政府は通知することにより、その手形貸付又

は手形割引につき政府と銀行との間に、輸出者又は生産者がその手形貸付又は手形割引により融通を受けた資金によつて輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡しようとした貨物の全部又は一部を輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡することができなくなつたことによつて生ずる銀行の回収未済の額をてん補すべき保險關係が成立する輸出信用保險とする。

第一項中「九人」を「十一人」に、同條第三項中「貿易」を「貿易、金融」に改め、同條を第十七條とする。

第七條の見出しを削り、同條第一項中「保険会社又は乙種保險の被保

を生産し、加工し、若しくは集荷するため必要とする資金

しなければならない。

二 前号に掲げるものの外、通常

産業大臣が、政令で定める地域

に向け政令で定める貨物を輸出する輸出契約が確實に成立する場合における輸出契約に依る場合において、生産者が当該貨物を生産して、生産者が当該貨物を生産し、加工し、又は集荷するため必要とする資金

見込があると認めた場合において、生産者が当該貨物を生産して、生産者が当該貨物を生産し、加工し、又は集荷するため必要とする資金

に必要とする資金

(保險契約)

第七條 丙種保險の保險關係におい

ては、手形金額を保險金額とし、保險金額に百分の七十五を乗じて得た金額を保險金額とする。

第八條 内種保險の保險關係に基いて

政府がてん補すべき額は、保險金額のうち第六條第一項に規定する事由により銀行が手形の満期において回収することができなかつた金額から満期後に回収した金額を控除した残額に百分の七十五を乗じて得た金額とする。

(資金の回収)

第九條 保險金の支拂を受けた銀行は、第六條第二項の保險關係が成立した手形貸付又は手形割引によつて回収すべき期間(以下「回収期間」という。)並びに回収期間内に當該地域に向か輸出される貨物のため支払すべき費用の額、その費用を回収すべき期間(以下「回収期間」という。)並びに回収期間内に當該地域に向か輸出される貨物の代金として生産者が取得すべき額のうち当該費用の支払により取得すべき金額に対する当該費用の額の割合(以下「回収率」という。)を定めるものとする。

(保險金額)

第十三條 丁種保險においては、前

條に規定する費用の額を保險金額

の最終号の附録に掲載する。

○中村幸八君登壇

〔中村幸八君登壇〕

〔最終号の附録に掲載〕

輸出信用保険法の一部を改正する法律(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

五を乗じて得た金額を政府に納付

しなければならない。

第五章 丁種保險

(保險契約)

第十一條 政府は、丁種保險を引き受けることができる。

二 丁種保險は、生産者が政令で定めた地域に向け貨物を輸出する場合において、政令で定めた貨物の広告のため支出した費用の額から同收期間に内に回収せられたものとみなすべき金額に相当額に、保險金額を控除し、その残額に、保險金額の保險金額に對する割合を乗じて得た金額と子

どを目的として当該貨物の見本の取扱いしたものとみなすべき金額に回収率を乗じて得た金額を控除し、

輸出その他の廣告に必要な費用を支出した場合において当該貨物を輸出する目的をもつて譲渡することによって当該費用を

譲渡することによって当該費用を

回収することができなかつたことにより受けける損失をてん補する輸出信用保險とする。

二 丁種保險の保險契約においては、貨物の種類及び貨物を輸出すべきべき地點が、当該貨物の広告の出しがべき地點、當該地域に向か輸出される貨物のため支払すべき費用の額、その費用を回収すべき期間(以下「回収期間」という。)並びに回収期間内に當該地域に向か輸出される貨物の代金として生産者が取得すべき額のうち当該費用の支払により取得すべき金額に対する当該費用の額の割合(以下「回収率」という。)を定めるものとする。

一 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

二 この法律の施行前に保険公会が受けた甲種保險については、

なお從前の例による。

三 政府は、第一條の七の規定にかかるわざや昭和二十七年度に限り、丁種保險の保險金額の總額が一億円をこえない範囲内で、丁種保險の保險契約を締結することを妨げない。

二 この法律の施行前に保険公会が受けた甲種保險については、

現行輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概要御報告申し上げます。

現行輸出信用保険法は、昭和二十五年三月三十日には施行せられ、甲種保

險制度を確立し、また昭和二十六年十

月一日には一部改正を行い、乙種保

保険制度を実施して今日に至ったのであります。過去約二年間にわたり甲種保険制度実施の経験にかんがみまして、この制度についてなお改善すべき諸点が見出されましたばかり、さらに現下の切実な要請でありますドル地域向け輸出振興を促進するため、輸出資金の融通の円滑化をはかり、また海外市場の開拓を期する上に、新たな保険制度による推進策を講ずる必要が生じて参つたのであります。本改正法律案は、かかる必要に基き提案せられたのであります。

以下、改正の要点を概略申し上げます。その第一点は、甲種保険制度の改善であります。甲種保険につきましては、その被保険者及び損失補填の範囲を拡大するのほか、損失補填の方式について、技術上の改正を加えております。

改正の第二点は、丙種保険制度の創設であります。輸出品の生産、集荷等に必要な資金につきまして、その調達の円滑化をはかりますことは、輸出振興上をはむけて肝要であります。が、金融機関が輸出資金を融通する場合における最大の関心事は、言うまでもなく、その融通した資金が融通回収され得るやいなやということであります。丙種保険は、金融機関のこのよう不安に着目し、保険制度によってこの不安を除去して、ドル地域向け輸出に関する金融の疏通をはかるとともに、他方、金融機関から輸出資金の融通を受けた輸出者または輸出品製造業者に対する輸出不能の事由が発生した場合において輸出資金の返済の延期を許し、もつて損失の償却をする時間的

な余裕を與えようとするものであります。

第三点は、丁種保険制度の設定であります。これは、ドル地域向け輸出の促進を目的として輸出品の広告宣伝費用等が支出せられた場合に、当該

費用が爾後輸出によつて回収されな

い損失を保険する制度であります。こ

の保険制度に基いて、新市場の開拓

また輸出量の増大をはなるとともに、

関係業者の広告宣伝に対する関心を喚起しよととするものであります。

以上が改正案の要旨並びに改正の概略であります。

本改正案は、三月十二日、当委員会に付託せられ、十三日、政府より提案理由の説明を聽取いたしましたのであります。二十日、本改正案の質疑に入りましたところ、自由党源谷雄太郎君と政府委員との間に熱心な質疑応答が行われたのであります。詳細は会議録を御参照願うことにいたします。

越えて二十二日、討論を省略し、採決いたしましたところ、多数をもつて可決いたしましたとくような次第であります。

簡単でありますが、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼べます。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

したところ、自由党源谷雄太郎君と政

府委員との間に熱心な質疑応答が行われたのであります。詳細は会議録を御参照願うことにいたします。

越えて二十二日、討論を省略し、採決いたしましたところ、多数をもつて可決いたしましたとくような次第であります。

簡単でありますが、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(通則)

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案、船舶運送会の船員の退職手当に関する法律案、交付金を船舶所有者に交付する法律案、右両案を一括して議題としたといたします。

第五條 漢算人は、委員会を代表す

る。

(漢算人の登記)

第六條 漢算人は、その就任日か

ら、主たる事務所の所在地におい

ては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しな

ければならない。

二 訴の提起

第三条 和解契約又は仲裁契約の締結

記した事項に変更を生じたとき

には、主たる事務所の所在地においては、その氏名及び住所を登記しな

ければならない。

四 権利又は利益の放棄

五 契約の更改

第六條 漢算大臣は、前項の認可をしよ

うとするときは、大臣大臣と協議しなければならない。

第七條 漢算人は、左の職務を行

く。

一 現務の継続

第八條 漢算人の職務権限

第九條 漢算人は、左の職務を行

く。

第十條 漢算大臣は、委員会の清

算事務の結果を促進するため必要

があると認めるときは、委員会の

債権又は債務で昭和二十七年九月

三十日までに取立又は弁済をする

<p>1 これが困難なものを告示する。</p> <p>2 運輸大臣は、前項の告示をしよ うとするときは、大臣大臣に協議 しなければならない。</p> <p>3 第一項の告示があつたときは、告示 には、その告示の日において、告示 に係る債権又は債務を承継する。</p> <p>(訴訟の受繼)</p> <p>第十二條 前條第三項の規定により 國が承継したとき、又は債務に係る 委員会を當事者とする訴訟であつ て、債権又は債務の承継の日にお いて現に係属しているものは、そ の日において、國が受け继ぐ。</p> <p>2 民事訴訟法(明治二十三年法律 第二十九号)中訴訟手続の中断及 び受繼に関する規定は、前項の規 定により國が訴訟を受継した場合 に準用する。</p> <p>(債権者に対する保証)</p> <p>第十三條 清算人は、その就任の日 から一箇月以内に、少くとも三回 の公告をもつて、債権者に對し、 二箇月以内にその債権を申し出る べき旨を傳告しなければならない。 い。</p> <p>2 前項の公告には、債権者が期間 内に申出をしないときは、清算が されなければならぬ。</p> <p>3 清算人は、知っている債権者に は、各別にその債権の申出を傳告 しなければならない。</p> <p>4 清算人は、知っている債権者を 清算から除外することができな い。</p> <p>(除斥された債権者に対する弁済)</p> <p>第十四條 清算から除斥された債権 者は、委員会の債務完済後または固</p>	<p>康に引き渡さない財産に対しての み請求をすることができる。</p> <p>(残余財産の歸屬)</p> <p>第十五條 委員会の残余財産は、國 庫に帰属する。</p> <p>(清算書類提出の義務)</p> <p>第十六條 清算事務が終つたとき は、清算人は、直ちに清算報告書 を作成し、運輸大臣に提出してそ の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の清算報告書には、清算に 關する重要な書類、委員会の帳簿 及びその算定に関する重要な書類 を添附しなければならない。</p> <p>3 清算人は、第一項の規定により 運輸大臣の承認を受けた清算報告 書につき、会計検査院の検査を受 けなければならない。</p> <p>(清算終了の時期)</p> <p>第十七條 委員会の清算は、既と り昭和二十一年九月三十日までに 結了しなければならない。</p> <p>(清算終了の登記)</p> <p>第十八條 清算人は、第十六條第一 項の承認及び同條第三項の検査が あつた後、主たる事務所の所在地 においては二週間以内に、從たる 事務所の所在地においては三週間 以内に清算終了の登記をしなけれ ばならない。</p> <p>(登記手続)</p> <p>第十九條 第六條第一項の規定によ る登記の申請書には、清算人の就 任を記載すること。</p> <p>2 第六條第二項の規定による登記 の申請書には、登記事項の変更を 証する書面を添附しなければなら ない。</p>	<p>第三十條 清算終了の登記の申請書 には、第十六條第一項の承認を得 たこと及び同條第三項の検査を受 けたことを記載する書面を添附しな ければならない。</p> <p>2 第十一條 この法律の規定による 登記については、その事務所の所 在地を管轄する法務局若しくは地 方法務局又はその支局若しくは出 張所が管轄登記所としてこれをつ かさざる。</p> <p>2 前項の登記は、統制團体登記簿 に記載して行う。</p> <p>2 第三十二条 非訟事件手続法(明治 三十一年法律第十四号)第百三十九 條ノ二、第百四十二條ノ二から第百 五十條まで、第百五十條ノ三から 第百五十一條ノ六まで、第百五十 四條から第百五十六條ノ二まで及 び第百五十七條の規定は、この法 律の規定による登記に準用する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、昭和二十七年四月 一日から施行する。</p> <p>(他の法律の改正)</p> <p>2 運輸省監督法(昭和二十四年法 律五百五十七号)の一部を次のよ うに改正する。</p> <p>第十四條 第二項第一号を次のように 改める。</p> <p>1 商船管理委員会の清算を監督 すること。</p> <p>2 第二十三条第二項第一号を次のよ うに改める。</p> <p>1 船舶運送会の船員の退職手当に關 する交付金を船舶所有者に交付する法 律を廢止する法律案(内閣提出)に關 する請書付</p> <p>(最終号の附録に掲載)</p> <p>○黒澤富次郎君 大だいま議題となり ました商船管理委員会の解散及び清算</p>	<p>二の二 商船管理委員会の解散及 び清算に関する法律(昭和二十 七年法律第 号)第十一條の 規定により國が承継した債権又 は債務の處理に關すること。</p> <p>司令部の指令により、十二回にわたり 海運管理令は國家総動員法に基く勅令 であります。が、占領軍の占領の終結が見 出される現在、もはやその存続の必要 は認められないのです。よつ て、前年三月十五日、本委員会 は、前に申し上げた通り特殊な法人 である關係上、その解散及び清算の実 施等について法律を制定ようとす るのですが、この法律の趣旨であります 。本法案は、去る三月十五日、本委員会 に付託され、三月十八日政府より提案 理由の説明を聽取し、三月二十五日質 疑に入りまして、政府委員と委員との 間に質疑應答がとりかわされました が、内容は会議録に譲ることといたし ます。</p> <p>次に討論を経たじまして、た だちに採決の結果、本法案は可上多數 をもつて政府原案通り可決いたしました た。</p> <p>次に船舶運送会の船員の退職手当に 關する交付金を船舶所有者に交付する 法律を廢止する法律案について、運輸 委員会における審査の経過並びに結果 を報告申し上げます。</p>
---	---	--	--

者価格指数である。CPIと称せられるものでございます。ところが、このCPIなるものの仕組みは、国民の生活が苦しくなればCPIは下つて、そうしてそれを理由にして再び賃金を下げる。そして、ます、國民の生活を苦しめる。特に労働者の生活を苦しくさせる。こういうような意味を持つた数字でございます。

ここで、こら申しただけではわかりませんから、ごく適切な例を一つあげますと、たとえば一九四八年の十月には、このCPIがぐんと下つておるのあります。そして、いかにもそのころの消費者価格といふものが横ばい状態を呈しているようなります。そういうことを名して、政府は賃金の給與水準の引上げを躊躇して参つたわけでございます。ところが、なぜCPIが下つたかということを調べてみると、一九四八年十月という月は、主食の配給がほとんどもあつたのです。だから、配給値段というものが安い。さうなると、消費者価格指数が下ると、いわゆるくなつてゐるのです。そろそばは、さういうような生活内容が低下する。それによつて指致が下る。それによつて今度は賃金を上げない。こういうようなことになるのが安い。さうなると、消費者価格指数が下ると、いわゆるになつてゐるのです。そろそばは、さういうような生

歩いている連中でも、急難失業者の中には入らないような、そういう統計を持つて、そして失業者の数をさとかしておる。あるいは農民について申し上げれば、例の作耕でありますか、これは農人はつきり敵であると言つてゐる。アメリカの手先だと言つてゐる。

こういうような数字の詐欺をやつて、そつとして國民生活を圧迫する労働者や農民を圧迫する。こういう発国民党内閣の政策に対するための統計、これは吉田内閣の政策であるのみならず、先

づ日本に来朝した、アメリカ大統領予算局の次長のライス博士は、大臣は高級将校に入るかもしれないけれども、そんな者はむづかしい。大部

と、受給資格者が七百万人もできると言われる國民としては一銭も税金を使いたくない。だから、そりゃうような統計はやめて、ほんとうに客觀的な、われわれ国民に参考になるような、さういう統計をつくることに切りかえたら

あります。そして天皇の名によつて、大陸でもつてさん、苦勞をなめたり、死ぬよだな思いをして來た人間であります。そのためには、金をやらないで、その人たちに対し、今までとは

違う。それは二百億円の金があるといつて、それが金の出せないから、そんなん金出せないから、つまり國家財政上困るから一年間延ばさうといふのです。

ほかの措置は、予備隊のことなどつての受信に伴ひ発する命令に関する件に

○議長(林謙治君) まずオダム宣言しまして、そして産業教育調査といふことをやるのであります。この内容を聞いてはますと、実際施設がない

から、産業教育をするのに工場で実習

育をめらやくにしてしまう。そのた

めの調査といふことをやるわけであ

りますから、これに対する、もちろん

稟成できないわけでござります。

○議長(林謙治君) 次に恩給法の問題であります。これは農民はつきり敵であると言つてゐる。アメリカの手先だと言つてゐる。

こういうような数字の詐欺をやつ

て、そつとして國民生活を圧迫する労

働者や農民を圧迫する。こういう発

明二十六日は定期より本会議を開き

ます。本日はこれにて散会いたしま

した。一

次に恩給法の特例に附する件の措置

に関する法律案につき採決いたしま

す。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

午後三時三十五分散会

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

通商産業大臣 高橋龍太郎君

商務大臣 山崎 猛君

運輸政務次官 佐々木秀世君

海軍省監修局長 山口 健君

大蔵政務次官 西村 順一君

通商産業省次官 井上 尚一君

經濟安定政務次官 福田 審泰君

運輸政務次官 佐々木秀世君

政務次官 藤野 肇雄君

地方自治

○議長(林謙治君) まずオダム宣言しまして、そして産業教育調査といふことをやるのであります。この内容を聞いてはますと、実際施設がない

から、産業教育をするのに工場で実習

の受信に伴ひ発する命令に関する件に

基く總理府本府及び地方自治厅關係諸

命令の廃止に関する法律案につき採決

いたします。本案は委員長の報告の通

り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治君) 御異議なしと認め

ます。よつて本案を委員長報告の通り

可決いたしました。

次に統計及び教育委員会法の一部

を改正する法律案につき採決いたしま

す。本案の委員長の報告は可決であり

信用金庫法の一部を改正する法律案
(佐藤重義君外十七名提出)
森林法等の一部を改正する法律案
(平野三郎君外二十三名提出)
一、昨二十四日内閣から提出した議案
は次の通りである。
中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法等の一部を改正する等
の法律案
国家公務員共済組合法の一部を改正
する法律案
当せん金附証票法の一部を改正する
法律案
昭和二十五年度一般会計歳入歳出
算、昭和二十五年度特別会計歳入歳
出決算及び昭和三十五年度政府関係
機関収入支出決算
一、昨二十四日委員会に付託された議
案は次の通りである。
文部省設置法の一部を改正する法律
案
内閣提出第一〇二号)
総理府設置法等の一部を改正する等
の法律案(内閣提出第一〇三号)
(平野三郎君外十七名提出
衆法第一四五号)
国家公務員共済組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出第一〇四号)
当せん金附証票法の一部を改正する
法律案(内閣提出第一〇五号)
以上三件、大臣委員会付託

森林法等の一部を改正する法律案
(平野三郎君外二十三名提出)
一、昨二十四日内閣から提出した議案
は次の通りである。
中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律
案
総理府設置法等の一部を改正する等
の法律案
国家公務員共済組合法の一部を改正
する法律案
当せん金附証票法の一部を改正する
法律案
昭和二十五年度一般会計歳入歳出
算、昭和二十五年度特別会計歳入歳
出決算及び昭和三十五年度政府関係
機関収入支出決算
一、昨二十四日予備審査のため次の本
院議員提出案を參議院に送付した。
漁船損害補償法案(松田鐵藏君外十
三名提出)
漁船損害補償法案(松田鐵藏君外十
三名提出)
森林火災保険法案(小淵光平君外二十二名提
出)
住民登録法施行法案(銀治良作君外
十三名提出)
森林法等の一部を改正する法律案
(平野三郎君外二十三名提出)
一、去る二十日議員から提出した質問
の通りである。
国民政府と條約交渉の経過に関する
緊急質問(並木芳雄君提出)
一、去る二十日議員から提出した質問
の通りである。
主導者は次の通りである。
全国各地方の民間印刷業に対する团
体等規正令並びに昭和二十五年六月
二十六日及び同年七月十八日附連合
團最高司令官より内閣總理大臣宛書
簡による指令に基きなされた印刷機
その他の封印措置に関する質問主意
書(岡田春夫君提出)

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出第一〇一号)
通商産業委員会付託
昭和二十五年度一般会計歳入歳出
算、昭和二十五年度特別会計歳入歳
出決算及び昭和三十五年度政府関係
機関収入支出決算
一、昨二十四日予備審査のため次の本
院議員提出案を參議院に送付した。
漁船損害補償法案(松田鐵藏君外十
三名提出)
漁船損害補償法案(松田鐵藏君外十
三名提出)
森林火災保険法案(小淵光平君外二十二名提
出)
住民登録法施行法案(銀治良作君外
十三名提出)
森林法等の一部を改正する法律案
(平野三郎君外二十三名提出)
一、去る二十日議員から提出した質問
の通りである。
國民政府と條約交渉の経過に関する
緊急質問(並木芳雄君提出)
一、去る二十日議員から提出した質問
の通りである。
主導者は次の通りである。
全国各地方の民間印刷業に対する团
体等規正令並びに昭和二十五年六月
二十六日及び同年七月十八日附連合
團最高司令官より内閣總理大臣宛書
簡による指令に基きなされた印刷機
その他の封印措置に関する質問主意
書(岡田春夫君提出)

衆議院会議録第二十二号中正誤

正誤	誤	正
第一	矣矣	ような
第二	矣矣	ような
第三	矣矣	らむこの
第四	矣矣	られ、この
三他	他に	